

独立行政法人北方領土問題対策協会役員退職金に係る  
業績勘案率（案）について

平成 年 月 日  
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人北方領土問題対策協会の退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成20年2月14日開催の北方領土問題対策協会分科会において審議  
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

■■■■前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年1月1日～平成19年9月30日〔3年9ヶ月〕  
 (役職在職期間 平成15年10月1日～平成19年9月30日)

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(少数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

- (1) 各事業年度の基準値(■■■■前理事の職責にかかる項目数により算定)

①平成15年度(V)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 1 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 1 = 4.0 \end{array}$$

$$V = 1.0$$

②平成16年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 1 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 1 = 4.0 \end{array}$$

$$W = 1.0$$

③平成17年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 5 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 5 = 4.0 \end{array}$$

$$X = 1.0$$

④平成18年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 5 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 5 = 4.0 \end{array}$$

$$Y = 1.0$$

⑤平成19年度(Z)

(役員が在職した民間の法人の業務実績の状況、前々年度の業務実績との比較等により分科会において決定)

$$Z = 1.0$$

- (2) 基準業績勘案率の算定

$$\begin{aligned} & (V \times 3 \text{月} + W \times 12 \text{月} + X \times 12 \text{月} + Y \times 12 \text{月} + Z \times 6 \text{月}) / 45 \text{月} = \text{基準業績勘案率} \\ & (1.0 \times 3 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 6 \text{月}) / 45 \text{月} = 1.0 \end{aligned}$$

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
A+	0	0	0	0
A	1	1	5	5
B	0	0	0	0
C	0	0	0	0
D	0	0	0	0
項目数計	1	1	5	5

前理事所掌項目の15年度評価結果

<p>評価項目 (15年度計画の各項目)</p>	<p>理事</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>—</p>
<p>(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p>	<p>—</p>
<p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 (7)融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市、浜中町、網走市</p>	<p>A</p>
<p>(4) 関係金融機関との連携強化 上半期に開催された各担当者会議での結果を踏まえ、貸付案件ごとに、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の円滑化を図る。 【参考】 【上半期実績】 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p>	<p>A</p>
<p>(ウ)生前承継の促進 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会の広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議の場を活用し、本制度の利用を促す。</p>	<p>A</p>

前理事所掌項目の16年度評価結果

評価項目 (16年度計画の各項目)	理事
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	—
(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項	—
<p>③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施</p> <p>(7)融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市</p> <p>(4)関係金融機関との連携強化 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)</p> <p>(5)生前承継の促進 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。</p> <p>(6)適切な融資業務の運営 元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う。</p>	A

前理事所掌項目の17年度評価結果

評価項目 (17年度計画の各項目)	理事
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	—
(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項	—
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 (ア)融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市	A
(イ) 関係金融機関との連携強化 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	A
(ウ)生前承継の促進 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。	A
(エ)適切な融資業務の運営 元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う。	A
(オ)融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。	A

前理事所掌項目の18年度評価結果

評価項目 (18年度計画の各項目)	理事
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	—
(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項	—
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 (7)融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市(2回)、浜中町、網走市、函館市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市	A
(イ) 関係金融機関との連携強化 融資業務の拡充と一層の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の促進を図る。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	A
(ウ)生前承継の促進 生前承継制度について周知徹底を図るため、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議、会報等を活用し、本制度の利用を促す。	A
(I) 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段により、不良債権の回収に努め、以下のようにリスク管理債権の縮減を図る。 (i) リスク管理債権額について、債権回収により、平成17年度末残高以下に抑制する。 (ii) 更生・生活資金のリスク管理債権について、債権回収により、平成17年度末残高に対し、5%以上縮減する。	A
(オ)融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催する。	A

独立行政法人北方領土問題対策協会理事としての■■■■氏の業績（案）

1. 就任及び退任日

- ・平成 15 年 10 月 1 日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事就任
- ・平成 19 年 9 月 30 日に退任

2. 在任期間

4 年

3. 職務

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）札幌事務所に常勤し、主として北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を所掌する同所を掌握。

4. 主たる業績

■■■■理事は、北対協の理事に就任以来、札幌事務所業務を掌握し、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を円滑に推進することを通し、理事長を的確に補佐し、主として次に挙げる業績を上げた。

<北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施>

（1）北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務に関し、特に、リスク管理債権の比率については年々減少の傾向を維持し、当該管理債権の縮減に努めてきた。その結果、平成 15 年 9 月末就任当初、リスク管理債権の占める割合が 3.30%だったのに対して、退任時には、1.85%に縮減し、事業の安定に貢献した。18 年度実績については評価委員会からも高い評価をいただいたところ。

（2）元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的な貸付業務の実施のため、融資説明・相談会を開催した。中でも要望が多かった修学資金の貸付限度額の引き上げを実現するなど、多様なニーズに対応した。